

第1回 京丹後市庁舎整備検討委員会 会議録

1 開催日時 令和2年8月26日（水）午後1時30分～午後4時00分

2 開催場所 京丹後市役所 2階 205会議室

3 出席者氏名

○京丹後市庁舎整備検討委員会委員

藤村肇委員、川口勝彦委員、井本勝己委員、下岡啓二郎委員、
入江範久委員、森本賢一郎委員、行待佳平委員、齊藤修司委員、
森重敬委員、村岡繁樹委員、江浪敏夫委員、森口茂樹委員、
藤田一彦委員、中村基彦委員、田崎敬章委員、藤井美枝子委員、
大西啓代委員、小林朝子委員、松本純子委員

○京丹後市庁舎整備検討委員会アドバイザー

大庭哲治アドバイザー、水嶋式行アドバイザー

○事務局

川口市長公室長、松本政策企画課長、平課長補佐
山本都市計画・建築住宅課長、安達主任

4 次第

(1) 開会

(2) 委員委嘱

(3) 市長挨拶

(4) 委員の紹介

(5) 委員長及び副委員長の選任

(6) 諮問

(7) 議題

①庁舎整備検討委員会所掌事務及び委員会開催スケジュール（案）

②これまでの庁舎整備及び庁舎再配置の経過について

(8) 次回の委員会日程について

(9) 閉会

5 公開又は非公開の別 公開

6 傍聴人の人数 3人

7 要旨

《議事経緯》

事務局：はい皆さんお待たせしました。定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第1回京丹後市庁舎整備検討委員会を開催させていただきます。皆様におかれましては大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。私は委員長が選任されるまでの間、進行させていただきます京丹後市市長公室の川口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って失礼いたします。それでは開会に先立ちまして、委嘱通知書をお渡しさせていただきたいと思っております。

配布書類の上から4枚目になりますが、本検討委員会の委員名簿をお付けしております。こちらの委員名簿をご覧いただきたいと思えます。名簿のとおり20人の委員の皆様と、当委員会に助言等を行って頂きます二人のアドバイザーの方にお世話になります。本来でございますとお一人ずつ委嘱通知書を交付させていただくべきところでございますが、時間の関係もございまして代表といたしまして京丹後市商工会会長の行待佳平様に委嘱通知書を交付させていただきたいと存じます。行待様、前の方をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。他の委員の皆様におかれましては大変恐縮でございますが、席上の方に配布させて頂いておりますのでご了承を賜りますようお願い申し上げます。また本日は京丹後市農業経営者会議の野村委員様から欠席のご連絡を受けておりますが、本検討委員会の条例第6条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席がございまして、本日の会議が成立しておりますことご報告させていただきます。それでは開会にあたりまして中山市長からご挨拶を申し上げます。

市長：京丹後市長の中山でございます。今日は第1回の京丹後市庁舎整備検討委員会ということで、暑い中ではありますがご出席いただきました。ありがとうございます。日頃は、今はコロナの関係で大変、色々なご負担にご留意いただきながら、新しい生活様式をしてくださっていることと思えますけれども、市役所、また関係機関も頑張っておられるところでございます。感染者が、米軍の方を中心に出ていますけれども、引き続き関係機関の皆様と共に、懸命な感染拡大防止の取り組みを尽くしてまいりたいと思えます。

さて、庁舎整備ですけれども、合併以来、大きな課題であり、ずっと残っていたということで、色々な議論をしてきたということでもあります。そんな中で、平成27年3月に京丹後市役所本庁機能集約化基本方針を定めて、これまで本庁舎整備や庁舎再配置の議論、計画策定など行ってきたということでもあります。その後、平成31年3月の定例議会におきまして、災害復旧事業を優先すべきとして、庁舎再配置事業に係る旧丹波小学校などの実施設計予算を減額して、以降、特段の議論がなく、現在に至っているということでございます。

この庁舎整備でありますけれども、大きな本市としての課題であると同時に、経費もいずれかかってくる中、合併特例債という非常に有利な起債がありますが、令和6年まで使える、逆に言えば、過ぎてしまうと有利な起債が使えなくなる、財政的な事情からすると、令和6年以前に様々な課題について出来るものはやっておかないと、大きな負担が必要になるということがありますので、この庁舎整備

につきましても、このスケジュールのご報告が後ほどあると思いますが、そのスケジュールを越えてもっと真剣、もっと議論をして、お金がかかってもやるべきだ、という事になれば、そういうことであろうと思いますが、できましたら、大きな差がありますので、令和6年までに特例債を使えるようなところまで、検討のスケジュール、手続きをもっていきたいと思っております。そんなことも念頭においていただきながら、ご審議をお願いしたいと思っております。

委員の皆様、忌憚のない、色んなお話をいただければと思っておりますし、あわせて、若者・女性のワークショップも開き、意見をいただきながら進めていきたいと思っております。大変お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局： はい、ありがとうございます。続きまして本日が第1回目の委員会でございますので、本日ご出席いただいております委員の皆様方につきまして事務局よりご紹介をさせていただきたいと思っております。

(委員及びアドバイザー紹介)

続きまして事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局紹介)

次に資料の確認をさせていただきたいと存じます。

(配布資料の確認)

次第の5になります。委員長及び副委員長の選任でございます。今回の委員長及び副委員長につきましても、本整備検討委員会条例第5条の規定によりまして、委員長1人、副委員長2人を置くとしております。その選出方法につきましても委員の互選によるしております。選出につきましても、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。(事務局一任)

ありがとうございます。事務局一任という声をいただきました。よろしいでしょうか。はいありがとうございます。それでは事務局の方からご提案をさせていただきます。委員長につきましても、京丹後市商工会会長の行待佳平様をお願いしたいと存じます。皆様いかがでございますでしょうか。ありがとうございますよろしくお願ひをしたいと存じます。続きまして副委員長でございます。副委員長につきましても2名ということでございます。どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。(事務局一任)

事務局の方でご提案させていただきます。網野町区長連絡協議会会長の井本勝己様と京丹後市女性連絡協議会会長の藤井美枝子様をお願いしたいと存じます。皆様いかがでしょうか。はいありがとうございます。そうしましたら副委員長の方、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。それでは委員会条例に基づきまして会議の議長を委員長にお世話になりたいと存じます。委員長の行待様、また副委員長の井本

様と藤井様につきましては、正面の方に移動をしていただきますようお願い申し上げます。それでは、ここで代表しまして行待委員長様からご挨拶をいただきたいと存じます。

委員長 : それでは失礼いたします。ご指名いただきまして、就任させていただくことになりました。改めまして行待でございます。どうぞよろしく願いいたします。ここに来る前に京丹後市の議会だよりというのをちょうど読ませていただいております。この審議会のあのことが載っております、非常にそれぞれの市民の代表の団体の方々に意見をお聞きするというような趣旨のことが書いてありまして、我々はその代表になっているな、大変大ごとだなと思いつつ、尚且つ、初めに市長の方からのご挨拶にありましたように、合併特例債という期限があるという中での審議をお願いしたいということでお受けしております。十分にご審議をいただきまして本審議会が十分に尽くされることを願ひまして、それぞれ皆様のご協力を重ねてお願い申し上げます。就任にあたってのご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局 : ありがとうございます。続きまして、中山市長から委員長に対しまして諮問をさせていただきたいと思ひます。よろしく願いいたします。

市長 : (市長から委員長へ諮問書を渡した後)
冒頭、特例債のことを申しましたが、そういう事情が一方である。他方で、今後、これは仮にですが、有利な起債の仕組みができた場合、合併債に縛られることはより緩和される、ということがあります。それは、過疎債は庁舎整備には充てられないですが、出来るよう要請はしています。ただ、仮にそうなったとしても、予算の全国的な額が足りないの、1つの自治体に、過疎債が庁舎整備を賄うぐらいくるかどうかについては、また大きな課題があります。今のままでは難しいと想定ができますが、ただ、どうなるか分からないので、今、念頭に置いているのは特例債なんです、それ以外の有利な起債のあり方というのは将来出てくるかもしれない、というのも含みながらなんです、今は具体的には決まっていないので、冒頭、特例債のことを申し上げた、ということです。長々と申し上げましたが、誤解のないように少し追加させていただきました。いずれにしても、スピーディーな対応が庁舎整備の側からすると、目指しておりますので、勢力的なご審議をよろしく願いいたします。

委員長 : 私からも一言いいますと、今までに庁舎の検討が委員会だけでなくされてきましたので、それらを十分踏まえた上での、委員会の議論をお願いいたします。

事務局： はいありがとうございました。ここで中山市長につきましては退席をさせていただきたいと思えます。（市長退席）
それでは今後の議事の進行につきましては行待委員長様にお願いをしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

委員長： それではこれより先、京丹後市庁舎整備検討委員会条例第6条第1項の規定に基づきまして、議長を務めさせていただきます。まず会議録確認者の指名をいたします。京丹後市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、会議録の内容について会長が指名した者の確認を得るものとされていますので、私から指名させていただきます。大変お手数でございますが、峰山町区長会の藤村委員様、丹後暮らし探求舎の小林委員様にお世話になりたいと思えますのでどうぞよろしくお願ひいたします。それでは次第に従いまして進めさせていただきます。次第第7、議題に移ります。両がっこ1、庁舎整備検討委員会所掌事務及び委員会開催スケジュールについて、事務局から説明をお願ひいたします。

事務局： （資料1に基づき説明）

委員長： ありがとうございます。今説明ございました開催スケジュールにつきまして説明がありましたが、委員の皆様でご質問等ございましたらご発言いただければと思えます。

委員： 確認をちょっとさせて頂きたいんですけども、今回、今年度5回の委員会を予定をさせていただいているんですけども、これからまた経過説明があると思うんですけども、その前提となりますのが4年前にその方針が決定をされて、その後、実施設計に入っていたという経過があります。私、検討委員会に出ておまして、資料4については27年の3月19日に決定をされたもんなんですけども。これがその1日の検討委員会で決定をされて、その後庁舎整備の具体的な話がずっと進められたという経過がありますが。今回この検討委員会の我々が色々な意見を出させていただくのは、その色々な今までの経過の中を踏まえて議論をすべきなのか、27年に一回だけで検討されたっていうのが非常にちょっと不思議でして。いろんな所の状況とか財政的な面も含めて、今回みたいにもう少し議論を深めてから決定すべきだというふうに理解しとったんですけども。今回の委員会で議論をさせていただくのは、その27年の方針が決定された、そこをスクラップアンドビルドすることを踏まえて検討をさせていただくのか。今までの経過を踏まえて検討するのか、ちょっと確認が願ひしたい。

委員長： 事務局の方で今のお答えを。

事務局： はい失礼いたします。先ほど、条例文の方を読ませて頂きまして、文章の方にもあるように、庁舎整備、庁舎再配置の推進状況の

検討、評価に関することということと、もう一つは基本方針に基づく整備、再配置のあり方に関することという二つの大きなミッションということで考えております。今おっしゃられてたその方針が、以前にどういう経過で決まってきたのかは、これからまたご説明もさせていただきますけれども、そういった中身も踏まえた上で今後、議論を深めていただくということで事務局としては考えているところでございます。

委員長 : よろしいですか。その他にございますか。それでは無いようですので次に進めさせていただきたいと思っております。両ガッコ2の、これまでの庁舎整備及び庁舎再配置の経過について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : (資料2から資料10までに基づき説明)

委員長 : はいありがとうございます。当委員会につきましては、今の経過につきまして、まずご質問等ございましたらお願いをしたいと思います。ご発言いただければお願いしたいと思います。

委員 : 初めての参加になりまして、またとてもとんでもないようなことを言うかも分かりませんが、ちょっと誤解を恐れずに発言させていただきます。経過ということでお話があるわけですが、今までのこの経過の中で、本庁機能そのものを全て一箇所に集約して建物を作った時の費用っていうのは検討されたことがあるのかなのか。もしあるようでしたらその金額みたいなものが提示していただけないのかなという事をちょっと思いましたのが一つ。それから資料10のこの浸水のシミュレーションでございますけれども、想定し得る最大規模の降雨という表現がありますが、どんなような時がこんなようなことになるのかっていう、ちょっと分かりやすく説明ができるようでしたら、説明をお願いしたいなと思っております。

委員長 : はい、分かりました。2点、事務局の方、まず一番最初の方の予算ですね。それからあとは災害についてお願いします。

事務局 : はい失礼いたします。一点目の、いわゆる本庁機能を全て一箇所に集めたような建物、そういったような建設費ですとかシミュレーションをなされているか、というご質問だと思います。これまでもご説明させていただいた通り、一定の集約化の基本方針に基づく中でのこれまでのシミュレーションをしてきておりますので、全て一箇所という議論、あるいは金額をはじき出すようなことはこれまでは無かったと考えております。二つ目の質問でございます。京都府の方で千年に一度というようなことでの想定をされた浸水なんですけど、アドバイザーの水嶋部長さん、ちょっともし間違えてたらご指摘していただけたらと思うんですけども。24時間雨量が500

何十ミリというようなのが、想定の基に浸水区域を想定されたということだったと思っております。24時間の雨量が500何十ミリというぐらいの程度ということでございます。

委員長 : 補足をしていただけますか。

アドバイザー : すいません。ちょっと詳しい情報を私は持ち合わせておりませんで、今説明があったような内容で間違いないかなと記憶をしております。ちょっと正確ではないので、次回に間違い等ありましたらあきませんので、ご説明させていただきたいと思えます。

委員長 : よろしいですか。今の質問は、他の地域で500ミリ以上ってというのは起きてるのかどうかって言うと。

事務局 : 九州で、今年、熊本の方であったのも、それぐらい。

アドバイザー : 昨年台風19号とですね、長野で洪水がありましたけども、大体千年に一度とか百年に一度と言われるところで、何で今年にこんな大きな洪水起きたんだらうか、ここ最近非常に多くあります。なので千年に一度だからでも、あくまで確率計算の話ですので、もしかしたら来年あるいは今年起きるかもしれないというような中での、このマップの色塗りとして、ご認識いただけたらと思えます。

委員長 : ありがとうございます。必ずしも、千年に一回ではないという話ですので。他にご質問。

委員 : たくさんの資料、丁寧に説明していただきましたけども、逆に言えば、この間に色々と紆余曲折をして今日になっていると思えます。この資料の中で、今も生きてるといふ、実際にこの検討委員会の中でも使っていくんだというものと、もうすでにいろんな方針があちこち行ってるうちに、この部分はもうスクラップの分ですよ、という部分も当然出てきてると思えますけれども、それはいかがでしょうか。

委員長 : 今のご質問ですけれども事務局で答えられますか。今回回答申が、この経過を十分我々の中で噛み砕きながら検討する、という意味合いで市長から諮問があったというふうに思うんですけれども。それが今、現実に生きてる生きてないっていうのを誰が判断するかということなんですけど。それちょっとお答えいただけますか。

事務局 : 経過の中で増築棟が最初にあって、その後再配置というような計画に変わってきて、現在、再配置の方も実施設計の予算を落としてそのままの状況になっているということであります。変わってないのは集約化の基本方針を基にという部分は、この間の検討の中では変わってないのかなというふうに思っています。今回はこの検討委員会の所掌にもありましたように、今までのこの計画の状況の評価、ということをしていただいた上で、今後の方向ということでありまし

て、何が消えているとかっていうのは、はっきりとこれが消えてますとかいうことはないのかなというふうに思っております。

委員 : 来年度から基本計画と基本設計を策定するということですよ。ということは、今ある基本計画と基本設計はフラットにして新しく作る考え方をされているのか。

事務局 : 改めて整理をする場合という意味合いで言うならば、それぞれ改めてかからないといけないことなのかなというふうに思っております。

委員長 : よろしいですか。今現実には、もう網野庁舎も解体されたり、他に移転したりということがあるので、それをもう少し分かりやすく、今現実できてるものと、進んでいるものと、基本については今ずっと経過を説明していただいたんで、それは我々委員の中で鑑みて意見を出していただいたりと思うんですけども、もう進んでしまってるものとはっきりと分けていただければ分かりやすい、というふうに理解したんですけども、その辺でどうでしょうか。

事務局 : 先ほど少し触れましたが、庁舎再配置計画の方に基つきまして、網野庁舎の解体ですとか、旧五箇小を公文書の保管施設ということで改修したり、旧峰山幼稚園を職員の駐車場として工事が完了したという事です。ただ一方では、組織の集約化、こういった部分については、議論を重ねる中で進んでいないということが現状です。

委員長 : 他にご質問願います。

委員 : 先ほどありましたように、どれが活着ているのか、死んでるのか、というのは僕も先ほど冒頭で話させてもらった。その確認事項はそういうことだったんです。資料4のこれが一番最初に決まったんですね。その検討委員会の1回目の、4年前の検討委員会でこれが採決された。その翌年度から整備の計画がずっと始まっていったんです。その時の議論も、なんでここにそのいきなり庁舎をせんなんのか、という疑問から始まったんですね。それはこの基本方針が決まったからそうなったということなんですけども。この時に他の所での整備とか、まとめたものができたらどうなるか、というような議論が何もされてないんです。いきなりこの方針が1日で決められて、経過で課長が説明されたことがずっと進められてきて。三崎市長になってから中止になったりとか起きている。だからこの検討委員会で、これをベースにするだったら何も検討する必要もないような気もするんですけど。やっぱり一から浸水区域のこの図面からいきますと、まずアウトです。ということからすると、いろんな状況を検討する必要があると思うんです。だからこの方針も、今となったらこれアウトとちゃうかなというような気もしてるんです。そこら辺はどうなんでしょうか。

委員長 : 今のご質問に対してどうぞ。

事務局 : 今の検討委員会条例で、所掌事務としましては、庁舎整備、庁舎再配置の推進状況の検討・評価ということがありますので、今おっしゃられた浸水想定の辺りは、もうアウトじゃないのかってということも含めての評価を。本庁機能集約化基本方針というのは、三崎市長の再配置の時も生きた形で再配置計画を作ってきてますので、そういうことを踏まえた上で今までのことを一旦評価をしていただきたい、ということです。その上で次の方向性についての議論がしていただけたらというふうに思ってます。

委員長 : よろしいですか。まだ質問は多々あるかなと思うんですけども、少し休憩をとりたいと思います。ただいま3時ですので、今から10分間暫時休憩を取って10分後に再開したいと思います。

(休憩10分)

それでは再開したいと思います。引き続きご質問等いただければと思います。

委員 : 今日の段階でどこまでの質問と意見を言っているのかっていうのがよく分からないなって思いながら質問させてもらうんですけど。この主な経過のところ、資料3の1ページ目の所に、平成23年度のところの2番で利用に耐えられないと判断した時やっていうことだったりとか、市民の理解が得られることを前提にっていう文言とかが書かれているんですが、その後の基本設計だったりとか、資料6で添付されてる2016年10月に策定されていたりとかするんですが、私移住してきて、2015年から住んでいて、市役所に席があって仕事してたこともあったんですが、この基本設計書の概要版の絵とかも見たことがなかったです。どうやって市民の理解を得ることをしていたのかなと思います。もし、選挙で前市長が変わらなかった時に、この基本設計書っていうのをほとんどの市民が見ないまま、実施されて、今建っていた可能性があったのかなっていうことを疑問に感じました。あと利用に耐えられないっていう判断とかなんですけど、それぞれの庁舎、今の峰山の庁舎だったりとか、耐用年数がどれくらいで、新庁舎を建てることによって、その耐用年数を迎えた時に、建てた新庁舎を利用する可能性とかを考えているのかとか。庁舎がどれくらいもつのかという数字が資料で無かった。費用対効果が明確になったりとか、市民にどういうふうに伝えてきたのかっていうこととかを知りたいと思いました。

委員長 : はい、事務局の方で質問に答えられますか。

事務局 : 市民にどういうふうな説明をしてきたのか、というようなことかと思うんですけども。資料3で説明した集約化の基本方針から増築棟に向けてっていうのは、その都度決めていただいた内容について

広報誌で絵を付けながらお知らせをさせて頂いた。議会の中でも議論をして頂きながら進めてきたということでもあります。

一つの質問の、利用に耐えられないと判断したときというのは、平成23年度のまちづくり委員会の答申の内容で出てきてる。この時の想定というのが網野庁舎の本館のことを想定をしてまして、この峰山庁舎とか大宮庁舎っていうのは平成に入ってから建物でして、一般的に鉄筋コンクリートだと65年ぐらいは持つという耐用年数的には。

事務局 : 建物を設計する際に、鉄筋コンクリート構造、今のRC構造の建物ですと、だいたい65年というところを目安に設計はするんですけども。耐用年数という形で考える中では、建物内の設備の関係であったりとか、屋上の防水関係とか、仕上げ関係、そういったところについては日々のメンテナンス、機器の更新時期とか、そういったところもありますので、一概に何年というのは言いにくいところがあります。

委員長 : はい。どうぞ。

委員 : 今日って、新庁舎を建てるかどうかという意見を出すような段階ではないんだろうって思うんですけど。そのメンテナンスとか含めたりとか、新庁舎を建てた時の費用対効果っていうこととかを、いろんな数字を見ながら今後2回目、3回目っていうことで検討していくっていうような認識でいたらいいですかね。

委員長 : 今のご意見は、かなり数字的なことも、もう少し資料で欲しいという意味で出されてるのかな、と思います。今日はかなり経過ばかりが先行してますので、もう少し今のご意見で数字的なものも、今までこういう数字あげてきたということも、事実として知りたいということでもよろしかったですか。他にどうぞ。

委員 : 経過に関してです。庁舎を集約するというところで、増築棟を建てるというのが一つの案でいったけども、災害復旧を先行するために、これは止めてもっと経費のかからない形で。建設部は福祉センターとか、上下水道は大宮庁舎とか、健康福祉部は丹波小学校へという、経費のかからない形でいくということ。一旦これは庁舎整備検討委員会は、その方針を聞いて1回解散をしているんですね。閉鎖と言うかね。一番最後の時に私も参加させていただいて、これでその方向で増築棟はせずに、分散型というか、既存の経費のかからない形での庁舎整備を進めていく、ということになった。これが平成30年の1月の11日でした。それでずっといくんだろうと思ってましたら、今回新たにこの委員会が立ち上げられた。その意味合いは、もう一度その集約化基本方針をもとに、この委員会で新しい方向を検討していくのか。それとも、資料8、議員全員協議会の配布資料という中の文章中に、「将来の本市のまちづくりに必要な本庁舎

のあり方やその位置について議論の余地を残していくことが必要だ」と。場所も機能も含めて、もう1回この庁舎整備検討委員会で議論するのか。それにしても、1年で、年5回の間に答申を出していくというのは非常に課題としては大きいかなと思ってます。位置も決めて、その機能も決めていくのを、実際1年間でやっていこうと思うと、以前に議論された集約化基本方針、これをいかした形での検討をこの委員会でやるというんでしたら、ちょうど1年ぐらいの中で出来るんかなと思います。全く白紙の状態でも位置を決め、規模も決め、機能も決め、それをやるとなると相当この委員会だけでは非常に難しい。総合計画の関係もあるでしょうし、まちづくりの関係もあるでしょうし、議会の議論も進めていかんなん、非常に大きな話になってくるんじゃないかなと思ってまして。どこにこの委員会の役割を持って行くのかな、というのが疑問というか、どうすべきなのかなあと考えてるところです。感想だけなんで特にこれに答えをしていただく必要はありません。よろしくお願いします。

委員長 : ありがとうございます。今までの経過も全て含めて、白紙というのではなくて、それをどう評価するか、というのが今回の検討委員会。今日はそういった議論をするには時間がとてもありませんので、今までの経過についての疑問点なんかを出して頂いて、それを答えられない場合には次回の宿題にする、というようなことで進めていきたいと思ってます。他にご意見ありますか。どうぞ。

委員 : 今のにちょっと関連はするんですけども。今日8月に第1回目、それからあと5回、今日入れて。12月までありますよね。12月が一定のゴールですよ。答申があるということは。ということはゴールってどういうイメージになるんだろうかと。何を答申するんかということなんですよ。今日は経過を聞かしてもらった。次回からいろんなことがあるんですけども。例えば、大きく二つにくくるならば、私の予測なんですけども、要するに増設という形に今度答申をしていくのか。いやいや既存施設の活用で、再配置というのを今後続けていくんやと。評価もしながら、という形で答申をするのか。その他ですね。それ以外の方はあり得るのかという。この辺やっぱイメージ持っていないと、結局、5か月間しか時間がない中で、何を我々は答申するんだろうなというところなんです。そして、私は前回出させてもらってたんで、ある程度の経過は分かりますけれども、大部分の方は初めてだからでしょうね、何人かは前回も参加されとったと思いますけども。5か月しかない中で、実際どういう答申のイメージを描かれているのかちょっとお聞きしたいなと思ってました。以上です。

委員長 : 事務局お願いします。

事務局： 諮問書の写しをお付けしております。繰り返しになりますが、今までずっと長いこと議論をされてきてます。庁舎整備、これは増築棟の意味合いです。それから庁舎再配置というのが旧丹波小をいかしたという、この二つの計画の中で何年間か経過してきてます。どれが生きてて、どれが死んでるのかということも、ご質問いただきましたけど、そういう意味では全部まだ生きてるというふうに思っております。これまでの検討の経過の中では。このことについてまず推進状況の検討評価をここで行なっていただきたい、ということ。先ほどの浸水想定の関係でのご発言もありましたが、そういった議論をしていただき、今までの増築棟や再配置の評価をしていただきたい、というのがまずあります。その上で庁舎整備、庁舎再配置の今後のあり方について、この委員会での審議を求めますということで、あり方については、今までの議論を踏まえていただいた上で、あり方を検討頂きたい、ということでもあります。入り口はゼロで、まったくの白紙の状態ということではない、ということでもあります。出口をいま我々がこういう形でっていうのは、持っておりません。もう一つ、合併特例債という、今までずっと議論してきておりますので、市役所としては庁舎の本庁機能の集約化というのは必要だと思っております。議会も含めてそういうことだというふうに認識をしてるんですけれども。そういう中で、集約化ということでの整備をしていく場合に、合併特例債という期限もあるということも踏まえないといけない、ということで、議論を頂けたらということでございます。

委員長： 今の回答は、方向としての回答です。疑問に思われる点を、出していただきたらと思います。どうぞ。

委員： 一つ質問なんですけど、合併特例債は、増築の場合でも、再配置でいう既存施設を活用して増築しない場合。両方使えるということなんですよね。

事務局： これまでの計画の中では、合併特例債を活用するという事で両計画は進んできました。合併市町が有利な起債を活用できる。庁舎整備についても活用できるというのが合併特例債です。その庁舎整備というのはどういうことかという、既存の建物だけを改修しましょうというのでは使えない。合併市ですので、集約されるとか、より効率的に行政を運営していきましょうという計画の基に、起債がかかってくるということになります。再配置と言いつつ、集約化ということに置いてるというのは、そこにあるんです。

委員： あともう一点いいでしょうか。その場合は、増設の場合と、集約ですね、既存施設を集約する。先ほど説明がありました、金額なのですが、どちらが予算的には、多分増設の方が安くつくわけですよ

ね。ということでちょっとそこを説明して欲しいんです。増設の場合だとこれだけ金額が必要で、合併特例債どんだけなりますよ。既存のやつを集約で、増設せずにやった場合はこうなりますよ、ということのを端的に、こんな違いができますよ、というのを教えて欲しいんですけど。

事務局：資料9、庁舎再配置の基本設計の中の資料の部分をもう一度見ていただけたらと思います。少し前置きをしますが、あくまでもこれまでの議論の経過を踏まえて、こういったものが積み上がってきたということで、パターンのには今までの増築棟と、前市政の時の再配置との比較でしかありません。だから、いろんなパターンも考えられますし、いろんな想定もできる中で、一概に再配置が安くて増築棟が高い、これもなかなか難しいと思います。これまでの議論の中をあくまで比較したもの、という表です。それも踏まえた上で3枚目のところをご覧ください。最終的には、二つの列になってまして、基本設計概算事業費、これがいわゆる再配置の経費。一番右が増築棟の経費。総事業費でいくと、再配置が約24.2億円の事業費。増築棟の場合は約38.3億円の事業費。これに対して、さきほどから出てます、合併特例債、最大限有利な起債を活用する中で、実際市の負担で考えていきますと、それが一番下の欄になります。再配置の場合が約10.1億円の実質的な市の負担。かたや、増築棟の実質負担額が約15.8億円ということで、これまでの議論の二つをあくまで比較した場合は、実質負担が増築棟の方が少し高いというふうなことが言えるということです。繰り返しになりますが、あくまでもこれまでの議論を比較しただけのことであって、考え方によってはこれが逆転したりという可能性は十分あると思います。

委員長：よろしいですか。どうぞ。

委員：初歩的な事ですが、諮問書につきまして、先ほども事務局の方から話があったんですけど、今までの庁舎の事業の進捗状況の検討評価を行い、その進捗状況の検討評価って言いましても、行政の方でずっと進められてきたのですから、我々がそれを検討したり、評価する必要もないかなと思うんですけど。戻るのが、そのガラガラポーンで、またその位置とか色々な事を検討するのかどうか。今までやってきたことを、ずっと説明されたんですけど、何を検討して評価したらいいのか、というのが実際だと思うんですよ。もう少し、何か分かりやすく、時系列で、この事がどうだったかというような課題が見えるような形のものを作ってもらった方が、進捗状況の検討評価をしやすいと思います。庁舎整備、再配置の今後のあり方についても、課題が見えてこない。今後のあり方について、我々は何の意見を言ったらいいのか、というのが多分皆さん見えてこんど思い

ます。そこら辺を整理してもらった方が、次回に話がしやすいかな
と思いますでしょうか。

委員長 : 次回への課題としてもいいですか。

事務局 : はいありがとうございます。課題が見える形で整理をという話だ
ったと思います。おっしゃられているのが、一つは例えば増築棟の
場合のメリット・デメリットだとか。あるいは再配置のメリット・
デメリットだとか。例えばそういう比較が見たらわかるようなもの
だとか。おっしゃられたような課題など、色々なものが見えるよう
な資料で、できる範囲の中で、次回また整理もしまして、どんなも
のが出せるか今ここではお答えできませんが、ご用意はさせていただ
きたいと思います。もう一つは、評価の部分についても、事務局
の方でも色々議論もしてきてるわけなんですけれども、一定、そ
の中で評価という部分ですが、やっぱりこれまでの経過をしっかり
皆さんに確認いただいた上でという、この確認という部分も大きな
一つの意味合いではなかろうかなと思っているところでございま
す。

委員長 : 今まで出てきた、意見としましては、いわゆる分かりやすいのは
数値化してくれというところでの比較論がありました。明確にこう
したら、それに対してこの審議会で意見を出せ、という事にも今の
ところはなっていない、という事であります。その辺りで、今日は
一応、経過を皆さんで共有して理解しあうというのが、まず今日の
審議会での一つの目標でもあります。次回からは、かなり入ってい
きたい。そのためには今ご質問あったように、どの観点でするん
だ、というようなご意見もありますから、その辺を事務局で整理し
ていただくということで思っています。他にご質問ありますか。ど
うぞ。

委員 : 同じような質問なんですけれども。あの条例38号の資料1なんです
けれども。第1条に地方自治法の138条何たらとて書いてありますけ
ど、地方自治法のこの条文全く知りませんので、いったいこの条文
は何を目的にしたものなのかということをお教えいただきたい。そ
れによってこの委員会が設置されているということですので。この
委員会は、先程来、色々ご意見出てますけれども、私は福祉の立場
から参加させていただいています。ようするに増築するのか再配置
するのか、そういうことには基本的には興味はありません。それ
によって市民の暮らしがどうなるのか、福祉がどうなっていくのか、
京丹後市の市民の暮らしが将来どういうところを目指しているのかと
いうところに、私達は本当に興味関心を持っているわけです。そこ
とのリンクをした議論というのが、私がこの場に何で選ばれたのか
分かりませんけれども。まあ福祉関係者としては、やはり庁舎がど

ここにあるのか、それからそういったところに庁舎が集約されたりなんかした場合には空き庁舎が出てくるわけですから、それをもっと有効に活用するという視点も意見として出していいのかなのか。ここの諮問だけで言うと、増築棟なのか、再配置なのか、それについて一定の意見を出せというような事になっているんだけど、ただそれだけでは、私としては納得できない。やっぱり京丹後市の福祉の将来、まちづくり、そういったもののビジョンが見える形の物の整理をしていただきたいというのが要望であります。最初の一点の質問と要望です。

事務局 : ご質問の方にお答えをします。条例の方の、地方自治法第138条の4第3項なんですけれども。これについては、普通地方公共団体は法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として、審議会その他の審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる、という規定のもとに、地方自治法の趣旨に則って条例で定めて、諮問機関として今回、この委員会を立ち上げたという事になります。

委員長 : 二つ目については、私も同じ意見を持っております。それぞれ、団体の代表として出てきてます。意見偏ってもそれは仕方ないかなと。やっぱり自分の団体を見ながら市民生活が良くなるとか、というのが当然大きなものです。市長の方は、それが市民の命を守って暮らしを守っていくのが市長の役割ですから。それに対して我々は、審議なり、諮問されてるわけですから、ご自分のポジションで意見を言われたらそれでいいのかなというふうに思いますので。その辺は、どしどしおっしゃっていただければと思います。他にご質問等ございますでしょうか。どうぞ。

委員 : 経過とか、良いか悪いかっていう事とかを判断するっていうこともおっしゃっていて。また、前回参加されたお二人とかも、1日で決めただったりとか、結局最終的には利用できるものは利用して、新しいものは建てないっていう結論を出したりとか。市長が変わるたびにコロコロと変わるっていう状況があるんですけども。市長によって施策が変わるのは当たり前ですし、それを踏まえて選挙だったり投票が行われてると思うんですけど、庁舎って残り続けるものですし、市民サービスも市長が変わったから変わるっていう状況だったりとかは、あってはいけないことなのかなと思います。庁舎っていうのは、本当に町の顔になるような部分ですし、それが結局、どういう人がどこの地域からの利用が多くって、利用されてるっていう事とか、多分見えてないんじゃないのかなと思います。今後そういうことができるのかっていうのは分からないんですけど、市役所職員も踏まえた、市民全体に庁舎が峰山の方に集約されるっていうことが使いやすいかどうかっていうこととか。本当はこの委員会で

決めなきゃいけないことだとは思いますが、そういう大事なことを、明らかに見る限り性別も年齢も偏っていると言うか。立場が違う状態。例えば、車に乗れないお母さんの場合、そういう人は何処にあったらバスで行きやすかったという事とかは、今ここにいる人達で答えられる人はいないのかなと思うので。どちらの方向に転ぶとしても、市民の意見を聞くっていうようなことも、検討とか。ちょっと感想なんですけど思いました。

事務局 : はいありがとうございます。少し説明の時に触れたかなと思うんですけども、これからを担う若い方、あるいは先ほど出ました女性の方、こういった方に、今年度、総合計画の基本計画の見直しの中でワークショップもしていくこととしておりますので、是非そういった視点でご意見なんかも頂戴して、ここの委員会の場所でご紹介もさせて頂きたいと考えています。

委員 : たぶんワークショップは特定の人にしか声が届かなくて、参加する人も絶対そういうところで話してやるっていう人しか多分集まらないと思うんです。今までいろんなワークショップに行った経験を踏まえて。各戸配布のアンケートってお金かかるのかなと思うんですけど、それぐらいやってしかるべき問題なんじゃないのかなと。もし新しい庁舎ができた時に、市民みんなが答えたっていう事になると、親近感だったりとか利用方法だったりとか、そういうことが変わるのかなって思うので。スピード感を持ちたいっていうのは分かるんですけど、そこは一番丁寧にやらないと、結局、今までの昔みたいな箱物ができたみたいな感じになると、すごい時代的にももったいないのかなって言うふうに思います。今までの経過を見ててちょっと感じました。

委員長 : 質問事項が今日のメインと思っておったんですけども、今後議論は、その場でしていきたいというふうに思います。皆さん同じスタートラインで進めるという委員会に是非していきたいというふうに思います。どうぞ。

委員 : はい失礼いたします。一週間前にこの役を頂きましたので、皆さんにご相談しました。皆さんどう思うか持ってたんですけど、おっしゃいますかと申し上げましたら、すごいことをおっしゃいました。駅の東口の前の振興局、そこにね、総合庁舎を建ててはどうでしょうかという意見を頂きました。これから京丹後市が発展していくためには、そのくらい思い切ったことをしないとイケないかなという話をですね、皆さんと意見交換させていただきました。今日はですね、委員長さんがおっしゃった通り、皆さんの意見をということでしたので、私たちもその意見を皆様にご報告させていただきます。はいありがとうございます。

委員長 : 他に質問等が無かったらですね、時間も少し押してきておりますので。諸々のご質問やご意見もあったんですけども、それを踏まえまして、少し大庭先生にご発言いただければと思います。どうぞよろしく。

アドバイザー : すいません失礼します。皆様のご意見もまさに的を得ているな
って思いました。皆様のご意見を踏まえて私、思うところはです
ね、スタート地点とゴール地点がぼやけた中で、皆さんどうしたら
いいのか迷いながらご発言されてるのかなと思ってます。事務局
も、うまく伝えられていない部分もあるのかなと思ってます。私が
思うには、このスタート地点としてはですね、まず、これまでこの
集約化あるいは増築棟含む整備に関しまして、いろんな議論がされ
てきたと。選択肢として、現時点で二つあるのかなと思ってます。
よろしいですかね。その確認をしてしておきたいというのと、その
選択肢を持ってるその二つに対して、評価として抜けている点がない
のかどうか。今、令和2年という皆さんこの時点で、防災性の観点
から、或いは先ほど色々ご意見ありましたけれども、市民サービスの
視点から、交通アクセスの視点から、おそらくこれまでに議論
の中でそういう点は触れられているんじゃないかと思えますけれど
も。今現時点で、この選択肢二つという選択肢に対して、抜けてる
評価軸がないかどうかっていうのは、やっぱり確認をしておいた方
がいいのかなと思います。それから、この集約のあり方、或いは増
築棟を含む箱物の整備のあり方ってところが、大きな論点にな
ると思えますので、我々が持てる選択肢として、二つプラスアルファ
部分があるのかどうかですね。その辺りも議論の対象になってく
る部分なのかなと思います。そこをまず明確にするというのが、お
そらく今年度のすべきことなのかなと。時間も限られております
し、5回という非常に限られた回数の中で、ゼロベースでの議論は先
ほどご意見もありましたけど多分難しいだろうと思います。いろん
な情報をですね、ゼロから構築して方向性を見出しては難しいと思
いますので。やはりこれまでの議論を尊重しながら、少なくとも選
択肢を定めて、それに対していろんな視点からですね、こっちのAの
プランの方がいいけれど、Bのプランの方は劣るとか、負担額から見
た場合にはBの方がいいとか。そういう、いろんな評価軸を設けて、
議論することがですね、いいのかなと思います。その評価軸におい
ては、定量的な金額の話ですとか、或いは何かデータを示して頂き
ながら、みんなで共通の土台の中で議論できるといいのかなって思
いました。あとゴールですけど、やはりもう一度整理をして、答申
として何を答申するかっていうところのイメージは共有しておいた
方がいいのかなって思います。そのスタート地点とゴール地点をも

う少し明確に確認して、共有した方がいいのかなと思いました。以上です。

アドバイザー： 熱心なご議論、お疲れさまでございます。個人的な感想なんですけども、今まで増築棟と、それから再配置との二つの案が議論されてきたということで、これも踏まえて、評価も踏まえて、検討していきましようということであるとしたら、この二つの案ができてきた、その辺のこの議論の経過のようなものを、もう1回おさらいをすることがあってもいいのかなと。そういうものがあると、どうして二つの案になってきたのか、ということが分かりやすくなるのかなと。全く初めての方もおられると思いますので。その辺のことを、もう一度おさらいをした方が、より分かるのかなというふうに思ったところでございます。いずれにしましても、庁舎の問題というのは、まさに住民自治の問題でありますので、こういった検討委員会であったり、議会でももちろん議論がされると思いますけども。幅広い議論をしていくことが必要かなというふうに思います。それをする際には、やっぱりいろんなデータですね。数値の話も出ておりましたけども。費用対効果であったりとか、何よりもやっぱり住民の利便性といったことは、最優先に考えていかないといけないと思いますね。そういったものを皆さん方にお示しした上で、幅広い議論をして、より良い方向に持っていくのはいるのかなというふうに思いました。感想ですけども以上でございます。

委員長： ありがとうございます。アドバイザーの先生方にご意見賜りました。ありがとうございます。それでは、他にご意見ご質問等がないようでしたら、本日の議題は終了ということで議論は終わりたいと思います。それでは事務局の方に進行をお返ししたいと思います。

事務局： はいありがとうございます。色々ご意見を賜りました。次回にこの頂いたご意見とか、もっとこういうようなデータを、というところは十分検討させていただきまして、次回、お示しできるものを用意をさせていただきたいなというふうに思っております。それでは、次回の日程につきまして事務局の方からご説明させていただきます。（次回の日程を説明）

以上をもちまして本日の委員会につきましては終了とさせていただきます。長時間にわたりまして大変ありがとうございました。お疲れ様でした。お気をつけて帰っていただきますようお願いいたします。